≪月刊『タックスニュース』10月号≫
第59回　～年末調整とマイナンバー～

時の流れは早いもので、気づけばもう 11 月。毎年恒例の年末調整の時期が近付いてきました。今年の年末調整は、昨年に引き続きマイナンバー（個人番号）にちょっとした注意が必要です。今回はそのポイントをQ&A形式でまとめてみました。

Q１．扶養控除等申告書には、従業員等のマイナンバー（個人番号。以下『マイナンバー』）の記載が必要ですか。

（答）原則、扶養控除等申告書には、従業員本人、扶養親族等のマイナンバーの記載が必要です。

Q２．前年の扶養控除等申告書に従業員等のマイナンバーが記載されていれば、平成 29 年分の扶養控除等申告書には、記載内容に変更がない限りマイナンバーの記載を省略してもよいですか。

（答）扶養控除等申告書は、毎年、マイナンバーを含む全ての記載事項を記載した上で給与支払者に提出する必要がありますので、一定の場合を除き、前年と変更がないからといってその記載を省略することはできません。

Q３．扶養控除等申告書の個人番号欄に「給与支払者に提供済みのマイナンバーと相違ない」旨の記載をすることで、マイナンバーの記載に代えることはできますか。

（答）給与支払者と従業員との間での合意に基づき、従業員が扶養控除等申告書の余白に「マイナンバーについては給与支払者に提供済みのマイナンバーと相違ない」旨を記載した上で、給与支払者において、既に提供を受けている従業員等のマイナンバーを確認し、確認した旨を扶養控除等申告書に表示するのであれば、扶養控除等申告書の提出時に従業員等のマイナンバーを記載しなくても差し支えありません。

なお、給与支払者において保有しているマイナンバーとマイナンバーの記載が省略された者に係る扶養控除等申告書については、適切かつ容易に紐付けられるよう管理しておく必要があります。

Q４．従業員から扶養控除等申告書の提出を受けた後、給与支払者のマイナンバー又は法人番号はいつまでに申告書に付記すればよいですか。

（答）給与支払者のマイナンバー又は法人番号については、扶養控除等申告書の提出を受けた後に付記する必要がありますが、税務署長から扶養控除等申告書の提出を求められるまでの間はマイナンバー又は法人番号を付記しなくても差し支えありません。

法人の場合、法人番号は番号法上の利用制限もないことから、あらかじめ印字し従業員に交付しても差し支えありません。 一方、個人事業主の場合、番号法上マイナンバーの提供制限に抵触するため、扶養控除等申告書にマイナンバーを印字して従業員に交付することはできません。

Q５．従業員からマイナンバーの提供を拒否された場合、どのように対応すればよいですか。

（答）従業員等に対してマイナンバーの記載は、法令で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。　　（文責　橋本明日香）